

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸太郎
同	森 山	よしひさ

住民監査請求について（通知）

令和 5 年 2 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解されることから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）

そして、普通地方公共団体の住民が特定の公金の支出を違法な行為としてとらえ、その差止めを求めて監査請求をした以上、請求者は、右監査請求において当該違法な行為たる公金の支出により普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していなくとも、当該公金の支出を違法な行為としてとらえ、当該公金の支出について損害賠償を求める訴訟を提起することができ、この点について監査請求不経由の違法はない（東京地裁昭和 53 年 5 月 31 日判決）とされており、特定の財務会計行為を違法不当なものとして監査請求を行ったときは、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監

査請求についても実質的に行われたものと解される。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり
の判断となった。

本件請求は、令和4年4月1日に行われた市立高等学校等の財産無償譲渡契約が違法であるとして、これにより本市が被った損害について、譲渡の意思決定及び譲渡契約を行った大阪市長及び本市職員に対する損害賠償請求権を行使していないとして、この請求を行うことを求めるものであるところ、請求人は、令和3年7月30日に、当該無償譲渡契約について、これを違法として差止を求める監査請求（以下「第1請求」という。）を行っている。

請求人は、第1請求と本件請求で一部異なる違法不当事由を摘示しているが、第1請求について監査請求を経た以上、後続する住民訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由が異なるごとに別個の監査請求を繰り返すことを認める必要も実益もないのであって、第1請求と同一の財務会計上の行為を対象とする本件請求を行うことは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないため、住民監査請求の対象とならないものと判断した。